

厚生労働省発基安 0 7 2 4 第 2.0 号

労働政策審議会

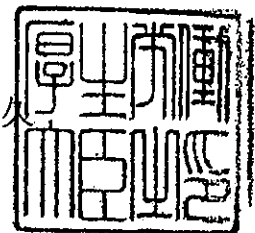
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 6 年 7 月 2 4 日

厚生労働大臣

田村 憲久



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）（以下「DDVP」という。）をその重量の一パーセント以上含有する製剤等を、譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならないものに追加するものとする。

第二 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 クロロホルム等の追加等

「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」とし、特別有機溶剤等に次に掲げる物（以下「クロホルム等」という。）を追加し、特定化学物質障害予防規則の規定を適用するものとする。

- (一) クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサン、一・二―ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、一・一・二・二―テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン

- (二) (一)の物のいずれかをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤等

(三) (一)の物をそれぞれその重量の一パーセント以下含有し、かつ(一)の物、エチルベンゼン、一・二・

ジクロロプロパン又は有機溶剤と合わせてその重量の五パーセントを超えて含有する製剤等(以下「クロロホルム等有機溶剤混合物」という。)

二 D D V P等の追加等

D D V P及びD D V Pをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤等(以下「D D V P等」という。)を特定第二類物質に追加し、特定化学物質障害予防規則の規定を適用するものとする。

三 クロロホルム等及びD D V P等に係る適用除外業務

クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う有機溶剤業務(有機溶剤中毒予防規則第一条第一項第六号イからヲまでに掲げる業務をいう。以下「クロロホルム等有機溶剤業務」という。)以外の業務及びD D V P等を製造し、又は取り扱う業務のうち、成形、加工又は包装の業務以外の業務については、特定化学物質障害予防規則の規定を適用しないものとする。

四 クロロホルム等に係る作業環境測定の実施等

(一) 事業者は、クロロホルム等(クロロホルム等有機溶剤混合物を除く。五(一)及び六において同じ。)

を製造し、又は取り扱う作業場については、これらの物の空気中の濃度の測定等を行うものとする
と。

(二) 事業者は、クロロホルム等有機溶剤混合物を製造し、又は取り扱う作業場については、これらの物の空気中の濃度の測定等を行うものとする。

五 健康診断の実施等

(一) 事業者は、クロロホルム等又はDDVP等を製造し、若しくは取り扱う業務に常時従事させている労働者、又は従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対し、業務の経歴の調査及び作業条件の簡易な調査のほか、業務ごとに次の表に掲げる項目について、雇入れの際等及びその後六ヶ月ごとに一回、定期的に医師による健康診断を行うものとする。

業務	項目
クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサ ン、一・二―ジクロロエタン又は一・一・二・ 二―テトラクロロエタン（これらをその重量の	一 当該物による頭重等の自他覚症状及びその既往 歴の有無の調査 二 尿中の蛋白の有無の検査

一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	三 血清グルタミックスオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）等の検査
スチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 当該物による頭重等の自他覚症状及びその既往歴の有無の調査 二 尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定
テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレン（これらをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 当該物による頭重等の自他覚症状及びその既往歴の有無の調査 二 尿中の蛋白の有無の検査及びトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 三 血清グルタミックスオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）等の検査
メチルイソブチルケトン（これをその重量の一	一 当該物による頭重等の自他覚症状及びその既往

パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	歴の有無の調査 二 尿中の蛋白の有無の検査
ジクロロメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務	一 当該物による集中力の低下等の自他覚症状及びその既往歴の有無の調査 二 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)等の量の検査
DDVP等を製造し、又は取り扱う業務	一 当該物による皮膚炎等の自他覚症状及びその既往歴の有無の調査 二 血清コリンエステラーゼ活性値の測定

- (二) 事業者は、(一)のほか、クロロホルム等有機溶剤混合物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、有機溶剤の特性等に即した項目について、医師による健康診断を行うものとする。
- (三) 事業者は、(一)の健康診断の結果、異常の疑いがある者等で、医師が必要と認めるものについては、作業条件の調査のほか、業務ごとに次の表に掲げる項目について医師による健康診断を行うものとする。

ること。

業務	項目
クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサ ン、一・二―ジクロロエタン、スチレン、一・ 一・二・二―テトラクロロエタン、テトラクロ ロエチレン、トリクロロエチレン又はメチルイ ソブチルケトン（これらをその重量の一パーセ ントを超えて含有する製剤その他の物を含む。 ）を製造し、又は取り扱う業務 ジクロロメタン（これをその重量の一パーセン トを超えて含有する製剤その他の物を含む。） を製造し、又は取り扱う業務	医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検 査、肝機能検査又は腎機能検査（尿中の蛋白の有無 の検査を除く。） 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の 画像検査、C A 19 ― 9 等の腫瘍マーカーの検査、血 液中のカルボキシヘモグロビンの量の検査又は呼気 中の一酸化炭素の量の検査

DDVP等を製造し、又は取り扱う業務

一 赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定

二 肝機能検査

三 白血球数及び白血球分画の検査

四 神経学的検査

六 作業環境測定記録等の保存期間等

事業者は、クロロホルム等又はDDVP等に係る作業環境測定、作業環境測定の結果の評価及び健康診断の結果に係る記録については、三十年間保存するものとともに、事業を廃止する際にはこれらの記録を所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

七 クロロホルム等に係る措置

事業者がクロロホルム等有機溶剤業務に労働者を従事させる場合には、有機溶剤中毒予防規則の規定を準用し、必要な読み替えを行うもの等とすること。

第三 (略)

第四 その他

様式の改正等、所要の規定の整備を行うこと。

第五 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十六年十一月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な措置を定めること。